

ランダム係数値の通り数変更について

令和 8 年 3 月 23 日
契約検査室契約係

本市では、建設工事等の入札において設定する予定価格及び最低制限価格（低入札価格制度を適用する場合は、調査基準価格という。以下同じ。）を無作為に生成した係数（ランダム係数）を用いて算出しています。

今回、ランダム係数の設定を下記のとおり変更します。

記

1 対象工事等

登米市が発注する「建設工事」及び「建設関連業務」のうち、一般競争入札又は指名競争入札に付する案件（ランダム係数を用いて最低制限価格を算出する全案件）

2 変更点

	現 行	変 更 後
ランダム係数 値の通り数	・ 建設工事 59 通り	・ 建設工事 50 通り
	・ 建設関連業務 42 通り	・ 建設関連業務 37 通り

3 適用時期

令和 8 年 4 月 13 日以降に開札する案件から適用。
※適用時期等に変更が生じた場合は、改めて市ホームページでお知らせいたします。